

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和3年度光市一般会計補正予算(第8号)〔所管分〕

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

今、説明がありました子育て世帯への臨時特別給付金、3億6,000万円についてですけれども、全対象者が7,200人ということで、その中に、年内の児童手当受給の方は何名おられますか。

○西村子ども家庭課長

令和3年の9月分の児童手当の受給者ということで、約5,600人でございます。

○田邊委員

分かりました。5,600人の方には年内に児童手当と同じように、5万円を支給するということでありますけど、それ以外の方が年内に欲しいといった場合とか、どういう形でそういうことができるものなんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

本日、御議決をいただきましたら手続に入りまして、18歳未満の世帯に対してこういったことを支給いたしますというご案内をさせていただきます。

その中で申請する方が、もしおられた場合は年内に支給することも可能ですが、今回の5,600人というのは児童手当制度を利用しますので、口座が分かっておりますことから、こちらからプッシュ通知という形で、最初に支出すると。残りの方については、早急に支出していくというものでございます。

○田邊委員

だから、児童手当の方は自動的に年内という形なんですけど、この計算上で言えば1,600人の方は、年内に希望するときは、そういったことが可能ではあるというところで理解しました。

以上です。

○大田委員

こういうときに、いつも電算システム改修業務委託料というのは常に出てくるんです。これは何とかならんのですか。

○西村子ども家庭課長

住基情報などそういったものとかを計算する場合に、それぞれ今のシステム上、出ないものがある、そのたびに、改修がどうしても必要なものでございますので、御理解賜りたいと思います。

○大田委員

そんなのは、市でできるようにすれば、こんなに委託料というのはいかからないと思うんです。そりゃ、今現在においては致し方ないかも知れませんが、こうするたびに1,000万円とか何百万円とかいう経費が出ていくわけです。そこを、もう少し何とか市のほうで対応できるように、今後はお願いしたいと思っております。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」